

【ポスター発表】

市町村における女性相談・保護に対する支援の実態と連携課題
ーアンケート調査結果をもとにー

○ 大阪府立大学客員研究員 岩本 華子 (6144)

増井 香名子 (大阪府立大学客員研究員・7166)、山中 京子 (大阪府立大学・4129)

キーワード：女性相談 市町村 連携

1. 研究目的

内閣府によると、全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は2014（平成26）年度より1万件を超えており、また警察におけるDVに関する相談対応件数は年々増加している。しかしながら婦人相談所における一時保護件数は2014（平成26）年度より減少している。このような全国的な状況と同様に大阪府においても婦人相談所や市町村におけるDV相談件数は増加しつつも、一時保護件数ならびに婦人保護施設や母子生活支援施設の入所者数の減少がみられる。一時保護や施設利用がなぜ選取られないのかについて、相談窓口における支援状況をもとに明らかにすることは緊要の課題であるといえる。そこで本研究の目的は、DV被害者のみならず幅広く女性からの相談対応を行っている市町村における支援の実態をアンケート調査結果から明らかにし、相談窓口ならびに一時保護や施設利用に関する支援上の課題について検討することである。

2. 研究の視点および方法

大阪府内の政令市を含む全市町村(33市9町1村)の窓口（人権・男女関係、女性相談、生活保護、母子保護）に対して調査票を郵送し、郵送にて回答を得た。女性相談、生活保護、母子保護の各窓口に対する調査票の内容は、①各窓口における相談・支援内容、②施設入所における課題等についてである。回収数は人権・男女関係44件、女性相談74件、生活保護48件、母子保護66件である。調査期間は2017年7月31日から8月17日までである。なお本研究は平成29年度に実施した「大阪府女性保護支援に係る調査」として大阪府福祉部子ども室家庭支援課と共同で実施したものの一部である。

3. 倫理的配慮

本研究は社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。調査結果は個人ならびに市町村名が特定されることのないように統計的に処理し厳重なデータ管理を行った。なお調査データの二次利用および公表に関して大阪府福祉部子ども室家庭支援課の同意を得ている。

4. 研究結果

①窓口における相談・支援内容（相談件数、内容、主訴別支援、関係機関との連携状況）
・相談件数：女性相談窓口）配偶者同居（内縁を含む）の方からの相談が最も多く（45%）、「DV」の主訴が最も多かった（55%）。生活保護窓口）単身女性からの相談数が最も多く（54%）、「経済的困窮のみ」の主訴が最も多かった（86%）。母子保護窓口）母子世帯・母

子世帯と思われる方からの相談数が最も多く、「上記以外」の主訴が最も多かった(46%)。

・主訴別支援：女性相談窓口)「経済的困窮」「住まい不安定」の場合に生活保護窓口への引き継ぎ、「経済的貧困」「住まい不安定」「DV」「暴力」の場合に「DV等による緊急一時保護」が多く行われていた。生活保護窓口)「経済的困窮のみ」「経済的困窮+住まい不安定」の場合に居宅支援が多かった。母子保護窓口)「経済的困窮」「住まい不安定」の場合には生活保護窓口への引き継ぎ、「DV」の場合には母子生活支援施設への入所、「その他保護が必要」な場合に助言(知人・親類宅等)が多く行われていた。

・連携状況：女性相談窓口)全ての主訴で婦人相談所との連携が行われていた。「経済的困窮」「住まい不安定」「DV」「暴力」の場合は庁内(児童担当課)や法テラス、弁護士、「経済的困窮」「DV」「暴力」「その他保護が必要」の場合は庁内(障がい担当)と連携していた。生活保護窓口)全ての主訴において保護施設と連携していた。母子保護窓口)「経済的困窮」「住まい不安定」「DV」「暴力」の場合に母子生活支援施設と連携していた。

女性相談窓口で婦人相談員配置の有無別に連携先数をみると、婦人相談員配置有りの方が全ての主訴において連携先数が多くなっていた。

②施設入所における課題

各窓口に対して入所に至らない理由を聞いたところ全ての施設で「本人が希望をしない」が最も多かった(女性相談窓口:婦人相談所の一時保護 43%、生活保護窓口:救護施設 43%、母子保護窓口:府内の母子生活支援施設 65%)。その理由として一時保護では「子どもの学校(転校したくない)」「(68%)」、「仕事を続けたい」(47%)、「携帯電話を使用したい」(37%)、「ペット同伴不可」(35%)が多かった。救護施設では「集団生活を受け入れられない」(57%)、「個室ではないため」(48%)が多かった。母子生活支援施設では「子どもの学校」(70%)、「仕事を続けたい」(52%)、「家族と離れたくない」「携帯電話を使用したい」「ペット同伴不可」「集団生活を受け入れられない」(ともに 33%)が多かった。

自由記述には一時保護については離別による喪失感や子どもの転校等の決断の難しさ、本人のニーズと一時保護の枠組みのミスマッチ、携帯電話や外出等のルールを聞いて保護を断る、他法(障がい者虐待や高齢者虐待)との線引きの難しさが記されていた。救護施設については受け入れ先不足や受け入れ要件の厳しさ、施設生活での制約のため希望されない等が記されていた。母子生活支援施設では決断の難しさや本人のニーズと一時保護の枠組みにミスマッチがあり本人ニーズに沿った別方策を探すこと等が記されていた。

5. 考察

様々な状況におかれた女性に対する支援には、複数の窓口や施策の関わりが必要であるため庁内外のさらなる連携の促進が不可欠である。調査結果では婦人相談員の配置が有る場合に連携がより進んでいたことから、市町村における婦人相談員配置の促進が望まれる。加えて一時保護や施設利用について利用者ニーズとのミスマッチが生じていることが示されたことから、施設の利用枠組みの再検討が求められる。